

令和4年12月12日
山形県高病原性
鳥インフルエンザ対策本部

高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置の完了について

本日、12月8日に鶴岡市の養鶏場で発生した高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜に係る防疫措置が、下記のとおり完了しましたのでお知らせします。

記

1 防疫措置について

- ・ 令和4年12月8日（木）午前8時00分：殺処分開始
 - ・ 令和4年12月10日（土）午前1時50分：殺処分終了
（殺処分羽数：68,382羽 殺処分作業人数：延べ770人）
 - ・ 令和4年12月11日（日）午後7時20分：処分鶏の埋却作業終了
 - ・ 令和4年12月12日（月）午後5時00分：農場全体の消毒終了
 - ・ 令和4年12月12日（月）午後7時40分：防疫措置完了
- ※ 防疫措置の完了とは、農林水産省の「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、と殺、死体の処理、汚染物品（鶏卵、飼料、糞等）の処理、家きん舎等の消毒（1回目）がすべて完了したことを言います。

2 今後の予定

- ・ 12月23日（金）（防疫措置完了から10日経過後）に、移動制限区域内にある農場の清浄性確認検査を開始し、結果（27日（火）に判明見込み）が陰性であれば、搬出制限区域を解除
- ・ 清浄性確認検査の結果が陰性の場合、令和5年1月3日（火）午前0時（防疫措置完了から21日経過後）をもって移動制限区域を解除
- ・ 移動制限区域が解除されるまで、消毒ポイントにおける畜産関係車両の消毒は継続
- ・ 各種相談窓口は、当面の間、継続

【報道機関へのお願い】

- 高病原性鳥インフルエンザは、現場で取材される際などに、靴底や車輛からウイルスが拡散する懸念があります。このため発生農場はもとより、その周辺の農場における取材については、慎むようお願いします。
- 今後とも、本病に関する情報提供に努めていきますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

【問合せ先】

農林水産部畜産振興課
課長補佐（衛生）高橋斉史
電話：023-630-3350
〔報道監〕農林水産部次長 森谷 健